

政令第三百九号

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第九条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令（令和三年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に、「令和八年六月三十日」を「令和十三年六月三十日」に改める。

第二条中「令和八年七月十日」を「令和十三年七月十日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援基金の設置期限が延長されたことに伴い、地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に係る手続に関する期限を延長する必要があるからである。